

平成 21 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 東邦グローバルアソシエイツ(株)  
代表者名 代表取締役社長 横 田 満 人  
(コード番号 1757 大証第 2 部)  
問合せ先 執行役員 経営本部長 西 澤 孝 紀  
(Tel. 03-5511-1700)

### 当社保有の子会社株式差押命令及び当社に対する債権差押命令についてのお知らせ

平成 21 年 6 月 12 日、東京地方裁判所民事第 21 部よりの株式差押命令書、及び債権差押命令書が、当社宛送達されました。本件は、平成 20 年 10 月 29 日に公表しました「当社に対する債権差押及び転付命令の執行停止申立についてのお知らせ」と同一人物による同一債権を根拠に、当社の所有する子会社株式の差押と当社に対する債権差押を申立てたものであります。本件の理由となる債務は下記のとおりであります。これらは存在しておらず、当社といたしましては、平成 20 年 10 月 30 日付でなされている強制執行停止決定に基づき、本件差押え手続の更なる進行を阻止するため、東京地方裁判所にその旨の上申をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 株式差押命令の申立のあった裁判所及び年月日  
東京地方裁判所 平成 21 年 6 月 8 日 (命令書到達日 平成 21 年 6 月 12 日)
2. 差押の対象
  - ① 当社子会社である、株式会社 TGAハウジングサービスの普通株式の一部  
400 株 (資本金相当額 2,000 万円)  
参考：発行済株式総数 1,000 株 資本金 5,000 万円
  - ② 当社子会社である、MILLENNIUM INVESTMENT 株式会社の普通株式の一部  
1000 株 (資本金相当額 1,000 万円)  
参考：発行済株式総数 3,000 株 資本金 3,000 万円
  - ③ 当社本店事務所賃貸借契約に係る敷金及び保証金の一部

#### 3. 株式差押命令の執行停止請求に至った経緯

##### (1) 経緯

当社と債権者との間には、請求の趣旨記載の公正証書が存在し、平成 17 年 12 月 22 日付金銭消費貸借契約及び同年 12 月 30 日付金銭消費貸借契約に基づき、当社が申立人に対し元金 1 億円の債務を負担していることと、当社が当該債務を履行しないときは直ちに強制執行に服することを認諾する旨の記載があります。しかしながら、当社は本件公正証書を所持しておらず、本件公正証書作成の理由とされている本件金銭消費貸借契約の証書も所持しておりません。

当社は、平成 20 年 10 月 29 日付適時開示にて公表いたしましたとおり、本件金銭消費貸借契約は成立しておらず本件公正証書には効力がないと判断し、同年 10 月 29 日、強制執行停止の申立を行いました。翌 30 日、本件強制執行停止の決定が発令されたことにより、本件公正証書に基づいてする全体の執行手続きは続行されず、既に開始された手続きは、その時点の状態に凍結されることになっておりました。

その後債権者は、当該債権差押の取下げを行い、さらにまた、債権差押の執行申立をするなどを繰り返しておりますが、公正証書については有効であるとの主張は変えておりません。従いまして、当該訴訟に対する当社の認識・主張等に変更はございませんし、現時点まで一貫して訴訟は継続しております。

その間、差押が執行された時点ごとに、当社の当該銀行口座残高が主張する金額に不足していたことにより、総額として、申立人により差押えられた金額が申立人の主張する金額に達していないことから、今回新たに当社子会社 2 社に対する株式差押命令書及び当社に対する債権差押命令書が、平成 21 年 6 月 12 日に送達されました。

当社といたしましては、本件金銭消費貸借契約は成立しておらず本件公正証書には効力がないとの判断に変わりはなく、本件公正証書に基づいてする全体の執行手続きは続行されず、既に開始された手続きは、その時点の状態に凍結されるとの認識のもと、引続き粛々と当社の正当性を主張しております。従いまして、このたびの株式差押命令及び債権差押命令につきましても、再度、強制執行停止決定がなされていることを執行裁判所である東京地方裁判所に上申しましたので、差押手続きが更に進行することはないものと考えております。

## (2) 調査により判明した内容

当社は、差押申立人の申立に係る全ての金銭消費貸借契約書および公正証書を所有しておらず、作成した事実もない旨を平成 20 年 10 月 29 日、31 日および 12 月 18 日付適時開示においてお知らせいたしました。その後、業務改善状況検証委員会とも情報を共有し、当時の状況等について調査を進めてまいりました。

当該公正証書に関しましては、差押命令到達日の直後に公証人役場にて存在を確認しました。この公正証書の作成については、当社の、当時の代表取締役が行ったものでありますが、会社の取締役会の決定を経ずして行われた行為であったと思われまます。また、会社法第 362 条第 4 項第 2 号規定の「多額の借財」に該当するものであり、保証行為が有効に存在し、当社が適法に当該債務保証を負うには当社取締役会における決議が必要であります。決定書に記載の日付において取締役会が開催された事実はなく、当社取締役会において当該債務保証を承認する取締役会決議は存在していません。

この間当社では、担当弁護士による法的措置を進めており、上記理由に基づき、申立人に対し、本件請求異議訴訟の提起とともに本件強制執行停止の申立を行いました。執行停止の申立につきましても速やかに当社の主張が認められ、強制執行停止が決定され、直ちに執行抗告を行って受理され、現在にいたっております。従いまして、その時点以降、当該公正証書による強制執行は、請求異議訴訟の本案判決があるまで停止させられており、この状態が現時点まで継続しております。

## 4. 元代表取締役に対する措置について

上記行為を行った当社の当時代表取締役につきましては、すでに社内調査委員会にて同人に対しましてヒアリングを行うべく取組んでおり、担当弁護士および外部有識者らの協力を得て本件に関する関与の程度の調査・解明を行い、民事訴追・刑事訴追の両面からの対処を予定しております。

## 5. 社内体制の見直し

当社では、こういった事態の再発防止のためにも、一人ひとりの内部統制システムに関する認識について再確認し、役員および全従業員に周知徹底することにより、法令遵守および社会的倫理規範尊重に対する意識を強化しております。

株主の皆さまに対する情報開示に関しましても、遅滞なく開示するだけでなくコンプライアンスを超えた社会正義を標榜して、社内の仕組みを確固たるものに再構築しつつ、社外関係先の皆さまからも見えるかたちで、より毅然とした姿勢に基づいて公表してまいります。

昨年末に設置した業務改善状況検証委員会は、当社が大阪証券取引所より改善報告書の徴求を受けることとなった社内体制等を改善することを主たる目的としておりますが、外部有識者を構成メンバーとしており、今回のような訴訟案件に関する調査機関としても機能させることを企図しており、当社のコンプライアンス体制をより一層充実させることと確信します。

## 6. 今後の見通し

本件発覚後、当社におきましては担当弁護士および外部有識者の協力を得て、本件契約締結までの経緯を調査した結果、当然に金銭消費貸借契約および公正証書は無効であり、本件の理由となる金銭借入れの事実はなく、本件差押えの理由が存在しないと確信しております。

当社は、平成20年10月24日付にて東京地方裁判所民事第21部より受取った債権差押及び転付命令につき、本件の理由となる債権は存在しておらず、本件強制執行の理由が存在しないことから、本件請求異議訴訟の提起とともに本件強制執行停止の申立を行い、その決定が発令され直ちに執行抗告を行って受理されており、本件請求異議訴訟において、当社の正当性を主張してまいりました。

従いまして、このたびの当社子会社の株式差押命令及び当社債権差押命令につきましても、断固としてそして粛々と、引続き当社の正当性を主張してまいる所存であり、その姿勢は一貫しております。

当社といたしましては、これまで本件請求異議訴訟につき、昨年10月末に強制執行停止が決定され、直ちに執行抗告を行って受理されておりますため、その裁判所の決定を尊重し、係争中の事件における公表は差し控えておりました。しかしながら、本日、子会社株式の一部および債権の差押命令が送達されたことにより、株主の皆さまにとって重要な影響を及ぼす事態が生じる可能性が発生しましたので、この件につき公表させていただくものであります。

なお、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点では、担当弁護士の意見をもとに支払債務は一切存在しないと確信しております。影響が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

また、本件が当社資金計画に与える影響は軽微であり、通常の業務運営に対する影響はございません。

以 上